平成２９年（フ）第２３号
福島県白河市新高山21番地13
債務者　鈴木　正人
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２９年（フ）第６７号
群馬県桐生市広沢町２丁目3123番地の８　メゾンタムラＢ102、旧住所群馬県桐生市相生町１丁目361番地の７　アルカディアＡ102号
債務者　松橋　真澄
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第７４号
群馬県桐生市菱町１丁目223番地の２
債務者　清水　眞一
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第７５号
群馬県桐生市菱町１丁目223番地の２
債務者　清水登美子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第８２号
群馬県みどり市笠懸町阿左美1880番地１　スウィートコテージⅢ　Ｂ203号室
債務者　佐藤　　学
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２９年（フ）第１０６号
富山県南砺市福野1316番地
債務者　中道　舞子
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２９年（フ）第２８９号
岐阜市北島５丁目４番18号（モントバーノンⅠ棟　103号室）
債務者　山形由美子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３０４号
岐阜県瑞穂市生津天王町１丁目35番地１　レジデンスモリタ　Ａ－103号、前住所岐阜市江崎南12番14号
債務者　山田　莉加
1　決定年月日時　平成29年10月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３５号
静岡県賀茂郡南伊豆町手石665番地の２　パステル208号
債務者　千葉　弘恵
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２９年（フ）第５３５号
兵庫県西宮市上田中町18番７号、前住所兵庫県小野市大島町278番地の１（サウスレーベン小野802号）
債務者　伊藤裕三子
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１１号
山口県下関市清末鞍馬１丁目９番１号　ダイヤモンド　プリンセス　101号
債務者　住徳幸太郎
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１１７号
山口県下関市綾羅木本町４丁目４番16号　コーポすみみや　102号
債務者　坂田智恵子（旧姓高光）
1　決定年月日時　平成29年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
徳島県板野郡北島町太郎八須字長岸開３番地９
債務者　佐藤　竜也
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８４号
徳島県徳島市万代町４丁目31番地の１　クリーンマンション　Ａ－２号室
債務者　山野井敦史
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１８８号
徳島県徳島市川内町加賀須野874番地の１101
債務者　成川　千夏
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１９４号
徳島県徳島市名東町２丁目160番地　フローラ名東304号
債務者　野崎　直美
1　決定年月日時　平成29年10月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月18日まで
徳島地方裁判所民事部